

告示

埼玉県告示第八百三十一号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十五条第二号に規定する同条第一号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者を次のとおり定め、令和二年三月一日から施行する。

平成二十年埼玉県告示第千五百四十九号（建築士法第十五条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者）は、令和二年二月二十九日限り、廃止する。

令和元年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 次の表の学校の欄に掲げる学校において、同表の科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同表の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第四条第二項第一号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

学 校	科 目	経験年数
防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）による防衛大学校又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校	令和元年国土交通省告示第七百五十三号（以下「第七百五十三号告示」という。）の第一第一号又は第二号に規定する科目（以下「指定科目」という。）	〇年
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校又は中等教育学校	指定科目。この場合において、第七百五十三号告示第一各号中「二十単位」とあるのは「十五単位」と読み替えるものとする。	一年

（注）科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力

開発大学校にあっては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の規定の趣旨に準じて行うものとし、同法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領（平成十一年文部省告示第五十八号）の規定の例によるものとする。

二 次の表の学校の欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が同表の修業年限の欄に掲げる年数以上で、同表の科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同表の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学 校	修業年限	科 目	経験年数
学校教育法による 高等学校若しくは 中等教育学校又は 旧中等学校令（昭 和十八年勅令第三 十六号）による中 等学校	一年	指定科目	〇年
学校教育法による 中学校又は義務教 育学校	二年	指定科目。この場合において、第七百五十三号告示第一各号中「二十単位」とあるのは「十五単位」と読み替えるものとする。	一年
	一年	指定科目。この場合において、第七百五十三号告示第一各号中「二十単位」とあるのは「十単位」と読み替えるものとする。	二年

（注）科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

三 次の表の学校の欄に掲げる学校を卒業した後、職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が同表の修業年限の欄に掲げる年数以上で、同表の科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同表の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学校 学校教育法による 高等学校若しくは 中等教育学校又は 旧中等学校令によ る中等学校 学校教育法による 中学校又は義務教 育学校	一年	指定科目	〇年
	二年	指定科目。この場合において、第七百五十 三号告示第一各号中「二十単位」とあるの は「十五単位」と読み替えるものとする。	一年
	三年	指定科目。この場合において、第七百五十 三号告示第一各号中「二十単位」とあるの は、「十単位」と読み替えるものとする。	〇年

(注) 科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

- 四 建築士法第二条第五項に規定する建築設備士
- 五 建築士法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十四号）の施行の前日に平成二年埼玉県告示第八号第一号から第三号まで及び第七号から第九号までに掲げる課程に在学した者であつて、当該課程を修めて卒業したもの
- 六 前各号に掲げる者のほか、知事が建築士法第十五条第一号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者